

## 新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成26年6月13日財関第598号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第2章（第11部関連）	第2章（第11部関連）
<p><u>2. インド協定及びモンゴル協定附属書2（品目別規則）第61類から第63類までの解釈について</u></p> <p>(1) <u>附属書2第61類から第63類までに規定する「織物類または編物類からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）」における「織物類または編物類」（英文協定上“fabrics”）とは、織物または編物に限らず、第50類から第63類までの各類に分類される不織布等の生地状のものを含む。</u></p> <p>(2) <u>また、協定が生地の製造と最終製品の製造の2工程を求めている趣旨を踏まえれば、編物または織物以外の生地状のものも締約国において製造されている必要がある。したがって、編物または織物以外の生地状のものからの製造であっても、付表に規定する必要な工程を経る必要がある。</u></p> <p>(3) <u>なお、ラベル等の附属品は、第50類から第63類までの各類に分類される場合でも「織物類又は編物類」に含まれない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3. EU協定及び英国協定附属書3-B（品目別原産地規則）第50類から第56類に規定する「機械による作業」について</u></p> <p>(省略)</p>	<p><u>2. EU協定及び英国協定附属書3-B（品目別原産地規則）第50類から第56類に規定する「機械による作業」について</u></p> <p>(同左)</p>
<p><u>4. EU協定及び英国協定附属書3-B（品目別原産地規則）第11部に規定する「紡績」の範囲について</u></p> <p>(省略)</p>	<p><u>3. EU協定及び英国協定附属書3-B（品目別原産地規則）第11部に規定する「紡績」の範囲について</u></p> <p>(同左)</p>
<p><u>5. EU協定及び英国協定附属書3-A（品目別原産地規則の注釈）注釈6から注釈8に規定する第11部における許容限度について</u></p> <p>(省略)</p>	<p><u>4. EU協定及び英国協定附属書3-A（品目別原産地規則の注釈）注釈6から注釈8に規定する第11部における許容限度について</u></p> <p>(同左)</p>
<p><u>6. 英国協定附属書3-A（品目別原産地規則の注釈）注釈6から注釈8に規定する第11部における許容限度について</u></p> <p>(省略)</p>	<p><u>5. 英国協定附属書3-A（品目別原産地規則の注釈）注釈6から注釈8に規定する第11部における許容限度について</u></p> <p>(同左)</p>

## 新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成26年6月13日財関第598号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
7. EU協定及び英國協定附属書3-A（品目別原産地規則の注釈）注釈6(d)における「なせん（独立の作業）」について (省略)	<u>6.</u> EU協定及び英國協定附属書3-A（品目別原産地規則の注釈）注釈6(d)における「なせん（独立の作業）」について (同左)